

令和8年度基礎研究医プログラムの 定員設定について

令和8年度基礎研究医プログラムの定員設定について

- 各都道府県知事から、令和8年度基礎研究医プログラムについて計30大学（19都府県）から届出があった旨の情報提供があった。

（参考）届出のあった希望定員の数

合計60人（5人：4大学、3人：2大学、2人：10大学、1人：14大学）

- これを踏まえ、国として、「医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成15年6月12日付厚生労働省医政局長通知）に規定する以下の①②の方法に基づき、定員（計40人）を配分する。

①各大学病院に1人ずつ定員を設定する

②残りの定員を科研費等（基礎医学分野の科学研究費助成事業と国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）対象事業をいう。）の金額が多い順に1人ずつ設定する

※ただし、開始年度の前々年度の基礎研究医プログラムの採用者数及び開始年度の前年度の基礎研究医プログラムの内定者数が0人の大学病院の定員は1人とする

令和8年度基礎研究医プログラムの定員設定（案）

	都道府県	大学病院の名称	定員
1	茨城県	筑波大学附属病院	1
2	栃木県	獨協医科大学病院	1
3	埼玉県	埼玉医科大学病院	1
4	千葉県	千葉大学医学部附属病院	2
5	東京都	順天堂大学医学部附属順天堂医院	2
6		日本医科大学付属病院	2
7		東京慈恵会医科大学附属病院	1
8		東京科学大学病院	2
9		慶應義塾大学病院	2
10		日本大学医学部附属板橋病院	1
11		帝京大学医学部附属病院	1
12	神奈川県	横浜市立大学附属病院	2
13		聖マリアンナ医科大学病院	1
14		北里大学病院	1
15	山梨県	山梨大学医学部附属病院	1

	都道府県	大学病院の名称	定員
16	愛知県	藤田医科大学病院	2
17	滋賀県	滋賀医科大学医学部附属病院	1
18	京都府	京都大学医学部附属病院	2
19		京都府立医科大学附属病院	1
20	大阪府	大阪大学医学部附属病院	2
21		大阪公立大学医学部附属病院	2
22		関西医科大学病院	1
23	兵庫県	兵庫医科大学病院	1
24	奈良県	奈良県立医科大学附属病院	1
25	和歌山県	和歌山県立医科大学附属病院	1
26	岡山県	岡山大学病院	1
27	広島県	広島大学病院	1
28	福岡県	久留米大学病院	1
29	大分県	大分大学医学部附属病院	1
30	鹿児島県	鹿児島大学病院	1

参考

基礎研究医プログラムの概要

我が国の国際競争力は、基礎医学論文数の観点からも、相対的に低下傾向であり、基礎医学系の大学院博士課程入学者に占める医師免許取得者の割合を高める必要がある。このため、令和4年度研修から、基礎医学に意欲がある学生を対象とした**臨床研修と基礎研究を両立**をするための**基礎研究医プログラム**を開始する。

基礎研究医プログラムの定員は、**一般の募集定員とは別枠の定員を設定し**、一般のマッチングに先行して選考する。

基礎研究医プログラムの概要

○直近3年間の研修医の採用実績が平均25人以上の基幹型臨床研修病院である**大学病院**（本院に限る）

○基幹型臨床研修病院の開設者は、基礎研究医プログラムの開始年度の前々年の10月31日までに、都道府県知事に届出

○プログラムは以下の要件を満たすものであること

（i）プログラム開始時に、所属する基礎医学系の教室を決定し、オリエンテーションを行うこと

（ii）選択研修期間に、**16週以上、24週未満の基礎医学の教室に所属**する期間を用意すること

（iii）基礎医学研修を開始する前に、臨床研修の到達目標の到達度の評価を行うこと

（iv）臨床研修後、4年以内を目処に、作成した基礎医学の論文を、病院の研修管理委員会に提出すること

（v）臨床研修修了後に、プログラム修了者の到達目標の達成度と臨床研修後の進路を管轄する地方厚生局に報告すること

○募集定員は、**原則1人**

医師臨床研修部会報告書（平成30年3月30日）（抜粋）

（２）研究医養成との関係

- 基礎医学系の大学院博士課程入学者に占める医師免許取得者の割合は、近年増加傾向にあるものの、ほぼ横ばいであり、その割合を高める必要がある。また、基礎医学論文数については、諸外国（主に途上国）において基礎研究への取組が強化され、日米欧を急速に追いついてきているなど、我が国の国際競争力は相対的に低下傾向にあると考えられる。
- 一方、基礎医学に従事する予定の医師であっても、診療（健康診断等を含む。）を行う場合は、臨床研修を修了する義務がある。また、臨床研修病院の募集定員については、基礎医学に従事する予定の医師も含めて設定されている。
- このため、優れた基礎医学研究医を養成するため、基礎医学に意欲があり、基礎医学系の大学院に入学する医師を対象に、**臨床研修と基礎医学を両立するための基礎医育成・研修コースを大学病院に設置**することが望ましい。この基礎医育成・研修コースについては、募集定員を一般の募集定員とは別枠とし、選考を一般のマッチングとは分けて実施することとする。

省令施行通知における記載内容

省令施行通知（平成15年6月12日付厚生労働省医政局長通知）（抜粋）

- (ク) 過去直近3年間の研修医の採用実績が平均25人以上の基幹型臨床研修病院である大学病院（本院に限る。）は、次の手続きを行うことを条件に、基礎医学に意欲がある医師を対象とした**臨床研修と基礎医学を両立するための研修プログラム**（以下「基礎研究医プログラム」という。）を設けることができること。
- ① 基幹型臨床研修病院の開設者は、基礎研究医プログラムの研修を開始しようとする年度（以下「開始年度」という。）の前々年度の10月31日までに、プログラム設置に関する届出書（様式A-7-2）を当該病院の所在地を管轄する**都道府県知事に提出**すること。
 - ② 基礎研究医プログラムは次に掲げる設置要件を満たすものであること。
 - (i) プログラム開始時に、所属する基礎医学系の教室を決定し、オリエンテーションを行うこと。
 - (ii) 選択研修期間に、**16週以上、24週未満の基礎医学の教室に所属する期間**を用意すること。
 - (iii) 基礎医学研修を開始する前に、臨床研修の到達目標の到達度の評価を行うこと。
 - (iv) **臨床研修後、4年以内を目処に、作成した基礎医学の論文を、病院の研修管理委員会に提出**すること。
なお、病院は、提出された基礎医学の論文について、基礎研究医プログラム研修修了者基礎医学論文提出報告書（様式A-29）を、提出を受けた年度の次年度の4月30日までに管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に提出すること。
 - (v) 臨床研修修了後に、プログラム修了者の到達目標の達成度と臨床研修後の進路について、基礎研究医プログラム研修修了者報告書（様式A-26）を、4月30日までに管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に提出すること。
 - ③ 届出書には、当該病院の基礎研究医プログラムが②の要件及び⑤の基準を満たしていることを証明する書類を添付すること。
 - ④ 都道府県知事は、①の届出内容を届出のあった年度の11月30日までに厚生労働大臣に情報提供すること。
 - ⑤ 基礎研究医プログラムの届出に当たり、**募集定員は、原則1人**とするが、当該プログラムを実施する施設が次の基準を全て満たしている場合は最大5人まで、1つ基準を満たしていない場合は最大3人まで、3つ以上基準を満たしていない場合は0人とする。こと。
 - (i) 基礎系の教室を通じて基礎医学研究歴7年以上の複数の指導者（医師）が指導できるキャリア支援体制が確保されている。
 - (ii) 当該プログラムの修了者に魅力あるキャリアパスを複数提示している。
 - (iii) 論文指導を行う環境があり、学会発表の機会が用意されている。
 - (iv) 年間受託している基礎医学分野の科学研究費助成事業と国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）対象事業の予算の合計が8,000万円を超えている。
 - (v) 基礎医学分野で Impact Factor 15 以上の論文が過去3年間にある。
 - ⑥ (略)
 - ⑦ 応募する大学病院の数が医師臨床研修部会で定める基礎研究医プログラムの総定員に満たず、かつ、⑤で定める募集定員の総和が当該総定員を超える場合、⑤で定める募集定員を上限として、下記の通り募集定員を定めることとする。ただし、開始年度の前々年度の基礎研究医プログラムの採用者数及び開始年度の前々年度の10月31日時点における開始年度の前年度の基礎研究医プログラムの内定者数が0人の大学病院の定員は1人とする。
 - (i) 各大学病院に1人ずつ定員を設定する。
 - (ii) 残りの定員を科研費等⑤(iv)の金額が多い順に1人名ずつ設定する。
 - (iii) さらに残りの定員がある場合は、⑤(v)の多い順に1人ずつ設定する。